

河長監第163-2号

令和4年3月29日

河内長野市長 島田 智明 様

河内長野市監査委員

村治 規行

浦山 宣之

(公印省略)

### 監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

### 記

#### 第1 監査対象

総務部

#### 第2 監査対象期間

令和2年度及び令和3年度（定期監査実施時まで）

#### 第3 監査実施期間

(1) 書類監査 令和3年9月27日（月）から令和4年3月  
14日（月）まで

(2) 委員監査 令和4年3月25日（金）

#### 第4 監査場所

## 監査執務室及び監査対象部局執務室

### 第5 監査手続き

監査対象部局の財務に関する事務が、関係法令に従い、適正かつ効率的に執行されているかどうかを監査の主眼におき、あらかじめ提出を求めた監査資料と抽出した関係諸帳簿を照合確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなど、「河内長野市監査委員監査基準」に基づき、適宜、監査技術を選択し、監査を実施しました。

### 第6 監査結果

監査対象部局の財務に関する事務の執行については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められましたが、次に記述するとおり検討又は改善を要するものが見受けられました。

#### 指摘事項

##### <財政課>

#### 1 支出負担行為、物品購入等について

財政課の支出負担行為、物品購入等について、次の点が見受けられました。

- (1) 物品購入伺書が支出負担行為伝票（各課保存）に編冊されていませんでした。
- (2) 消耗品の見積書が支出負担行為伝票（各課保存）に編冊されていませんでした。
- (3) 支出負担行為伝票が物品購入伺書に編冊されていませんでした。
- (4) 修正が鉛筆書きのもの、請書の日付もれ、担当課相違、納入

期限もれがありました。

また、各課の監査をしたときに、支出負担行為書や物品購入伺書が行方不明、物品購入伺書が支出負担行為伝票（各課保存）に編冊されている、予算決算関係書に予算流用通知書等が編冊されていない、見積書が行方不明や電話で確認した、見積書の保管をしていない、事業関係の簿冊に支出負担行為書等を編冊している、物品購入伺書を起票せずに支出負担行為書と支出命令書を同時起票する等の事実が確認されました。現在の財政課からの通知どおりに、書類が保管されていないケースが多く見受けられました。

支出負担行為、物品購入等は、財務事務の基本的事項です。財政課は、適切な事務を行うとともに、各課に適切な財務事務の執行を行うよう、指導を行う必要があります。

#### < 契約検査課 >

#### 2 契約事務の適正な執行について

契約検査課は、令和2年3月に多数の契約条項のひな型を庁内ネットに掲載し、契約事務の適正な執行に努めています。このため、業務委託契約条項1（単年度・完了払い）（以下「ひな型」という。）をサンプルとして選択し、監査を行ったところ、以下の事項が見受けられました。

- (1) ひな型の第2条に規定する業務計画書は、「業務日程表、配置人員、緊急時対応その他委託者が業務の履行上必要と認める事項を記載した書面をいう。」としていますが、各課では業務計画書の提出を受けていないケースや規定している業務計画

書と相違するもの、各課で作成する仕様書に記載されている業務計画書とひな型の第2条に規定する業務計画書の内容が相違するもの等が見受けられました。

- (2) ひな型の第3条に業務担当職員が規定されていますが、業務担当職員の通知がないものが見受けられました。また、河内長野市工事等監督検査規程（以下「規程」という。）では、工事請負契約並びに業務委託契約を担当する課長は、河内長野市契約事務規則第61条の規定により契約締結の通知を受けたときは、速やかに当該工事等を担当する監督職員を指定し、その氏名を監督員通知書により契約者に通知するものとするとして規定していますが、当該監督員通知書の様式は、工事に係る契約を想定した様式でした。また、その通知内容は、総括監督員や主任監督員、一般監督員の通知が含まれており、ひな型と一致していませんでした。
- (3) ひな型の第4条に業務責任者が規定されていますが、業務責任者の報告がないもの、主任技術者の報告が行われているもの、各課が仕様書に業務責任者以外の名称の責任者を規定しているものが見受けられました。
- (4) ひな型の第11条第2項の規定に基づく再委託の承認をしていない事例やひな型の第16条第2項の規定に基づく検査結果の通知が行われていない事例がありました。
- (5) ひな型との相違を検討することなく、ひな型掲載前の内容で契約を行っている課がありました。

契約検査課は、ひな型と規程の整理を行い、各課に契約事務の適正な執行を行うよう周知する必要があります。

#### <資産活用課>

### 3 現金の取扱事務について

資産活用課の現金取扱事務について、次の点が見受けられました。

- (1) R 2 現金出納簿の令和 3 年 3 月末の資金前渡精算が未記載でした。
- (2) 運転記録証明書発行手数料及び振込手数料等のために資金前渡された現金が、現金出納簿に記載されていませんでした。
- (3) 公用車ガソリン代（災害対策用）、公用車修繕料（応急措置用）のために資金前渡された現金が、現金出納簿に記載されていませんでした。また、常時必要とする資金であれば、1 月に 1 回の精算が必要です。
- (4) 庁舎で拾得した現金について、拾得物一覧表は作成され、資産活用課職員が警察署に取りに行き、入金していましたが、これに伴う現金出納簿の記載がありませんでした。

資産活用課は、現金の取扱事務を適切に行う必要があります。

#### <税務課>

### 4 現金等の取扱事務について

税務課の現金等取扱事務について、次の点が見受けられました。

- (1) 出納員引継書に記載もれがありました。
- (2) レターパックの購入のために資金前渡された現金が、現金出納簿に記載されていませんでした。また、そのレターパックの

在庫管理表が作成されていませんでした。

- (3) 現金出納簿のつり銭の記載が適正ではありませんでした。
- (4) 切手購入、駐車料金及び定額小為替のつり銭のために資金前渡された現金が、現金出納簿に記載されていませんでした。
- (5) ゆうちょ銀行が取扱う換価代金は、税務課職員がゆうちょ銀行に出向き、現金化し、指定金融機関に入金していましたが、これに伴う現金出納簿の記載がありませんでした。

税務課は、現金の取扱いを適切に行う必要があります。

#### 5 支出負担行為、物品購入等について

税務課の支出負担行為、物品購入等について、次の点が見受けられました。

- (1) 見積書の日付が未記載のものが多数ありました。
- (2) 予算流用伝票が物品購入伺書に編冊されていました。
- (3) 消耗品の見積書が物品購入伺書に編冊されていませんでした。
- (4) 物品購入伺書が見積書の提出された後に起票されていました。
- (5) 電話で見積り金額を確認したため、見積書がないものがありました。
- (6) 支出負担行為伝票に物品購入伺が編冊されていました。

支出負担行為、物品購入等は、財務事務の基本的事項です。税務課は、適切な財務事務の執行に努める必要があります。